

貸金業者登録申請等必要書類一覧表

1 貸金業者登録申請（新規・更新）に必要な書類

(1) 申請書 <必要部数：正本1部、副本1部（コピー可）>

様式	備 考
第1号 第1面	登録申請書表紙 ※ 住所欄には、個人登録の場合「現住所」（現住所において貸付けに関する業務を営まない場合には、貸付けに関する業務に係る主たる営業所等の所在地）、法人登録の場合「登記簿上の本店所在地」を正確に記載してください。
第1号 第2面	申請者の商号、氏名、住所、役員等 ※ 資金需要者等に公的機関又は金融機関のごとき誤解を与え、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用しないでください。 ※ 同一人が、重複しての個人登録申請はできません。
第1号 第3面	貸金業法施行令第3条に規定する使用人 ※ 使用人がいない場合は「該当なし」と記載してください。
第1号 第4面	営業所等の名称及び所在地・当該営業所等における貸金業務取扱主任者の氏名 ※ 営業所等の住所はビル名・階数（もしくは号数）等まで記載してください。 ※ 記載する電話番号は、当該営業所等に設置する電話番号です。なお、未設置は認められません。
第1号 第5面	電話番号その他の連絡先（電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレスなど） ※ 携帯電話、携帯電話による電子メールアドレス、フリー電子メールアドレス（プロバイダーにより付与された電子メールアドレスを併記する場合を除く。）は認められません。
第1号 第6面	業務の種類
第1号 第7面	業務の方法
第1号 第8面	他に行っている事業の種類は日本標準産業分類表細分類から該当するものを選択する。 ※ 総務省統計局のホームページにより記載してください。 (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html 参照)
第1号 第9面	納付書貼付欄 ※ 大阪府が発行する納付書に150,000円を添えて金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で納付し、金融機関から「納付書兼領収証書」と併せて交付される「大阪府手数料納付済証」を貼付してください。 ※ 大阪府証紙は、平成30年10月1日に廃止となりました。 ※ なお、申請書提出後の既納の手数料は、お返しできません。

【注意】

- 外国人の氏名は本名を記載することとし、通称があるときは括弧書で記載することができます。
- 新規登録については、申請から登録まで2か月程度かかります。なお、営業所に係る添付書類(P. 3／4-11、12)については、「非協会員」に記載されているものが必要となります。
- 更新申請は、登録期限日2か月前までに申請を行わなければ登録期限切れとなり登録有効期日をもって登録抹消となります。
- 第1号第2面、第3面及び第4面について、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併記することができます。ただし、「法定代理人」が氏を改めた者である場合にはこの限りではありません。
- 審査の段階で必要に応じ、最新版の資料や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 添付書類 <必要部数：1部>

	添付書類	法人	個人	備考
1	誓約書（様式第1号の2） 登録の拒否要件（法第6条第1項各号）に該当しない旨の誓約書	○	○	・登録申請者（法人は代表者）が誓約します。 ・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第1号の2）
2	株主又は社員の名簿、親会社の株主又は社員の名簿 （様式第3号）	○	—	・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第3号）
3	登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等 （様式第3号の2）	○	○	・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第3号の2）
4	履歴書 （様式第2号第1面） 【対象者】申請者（*1） 法人の役員（*1・2） 重要な使用人	○	○	・内閣府令規定様式を使用してください。（様式第2号第1面） ・貸金業務の経歴がわかるように、 業務経験期間・登録番号・商号・役職・担当業務内容等 を記載してください。 ・賞罰の該当がない場合は、「該当なし」と明記してください。
5	公的証明書の写し （様式第2号第2面） 【対象者】履歴書と同じ	○	○	・運転免許証、旅券、個人番号カード（裏面の写しは不要）、在留カード、特別永住者証明書等の 写真付き 公的証明書の写し ・上記の証明書を所持しない場合は、健康保険証の写し等及び写真（縦4cm・横3cm）。 ※被保険者等記号・番号等は黒いサインペン等で塗りつぶし、裏から光を透かしても読み取れない状態でご提出ください。
6	住民票の抄本 【対象者】申請者（*1） 法人の役員（*1・2） 重要な使用人 貸金業務取扱主任者	○	○	・外国人の場合は、国籍の記載があるものを添付してください。 ・マイナンバー（個人番号）記載なしの住民票を取得してください。もし、個人番号が記載された住民票を取得してしまった場合は、黒いサインペン等で塗りつぶし、裏から光を透かしても読み取れない状態でご提出ください。
7	「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（法第6条第1項第2号）に該当しない」旨の官公署の証明書（*3） 【対象者（外国人は不要）】 住民票の抄本と同じ	○	○	・本籍地の市区町村から 「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことの証明」（身分証明書） ※市区町村によっては、身分証明書として「禁治産者・準禁治産者（成年被後見人・被保佐人とみなされるもの）に該当しないことの証明」に関する記載も併せて表記されたものが交付される場合がございます。そのような場合は、発行された書面をご活用いただけますので、そのままご提出ください。
8	貸金業務取扱主任者の登録完了通知の写し	○	○	・資格試験に合格し、登録完了後通知された 登録完了通知の写し を添付してください。（または更新完了通知の写し）
9	登録済通知書の通称発行申出書	△	△	・登録完了済通知書のあて名を住民票通称で発行する場合は添付が必要です。
10	定款又は寄附行為等の写し	○	—	・法人代表者による原本に相違ない旨の証明が必要です（押印は不要です）。 ・登記内容と相違ある場合は、別途 総会議事録等 の添付が必要。

*1 申請者（役員等含む）が未成年者の場合は、**法定代理人**を含む。*2 役員には、**総株主議決権の25%を超える議決権を有する株主**を含む。

*3 法務局の「成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明」（登記されていないことの証明書）は不要。

	添付書類	法人	個人	備考
11	営業所若しくは事業所の所有又は賃貸借の態様を証する書面	○	○	・下記の条件によって、添付書類が異なります。 支店がある場合は、全ての支店での同様書面の添付が必要。 【協会員】 ・提出不用 【非協会員】 ・以下の書面（自己所有の場合を除く） (1) 事務所として使用できる物件を契約している場合 「賃貸借契約書の写し」 (2) 事務所として使用できない物件を契約している場合 「賃貸借契約書の写し」及び「所有者からの使用承諾書」 （貸金業の営業所として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの） (3) 登録者とは別の者が契約した物件を営業所とする場合 「賃貸借契約書の写し」及び「所有者及び賃借人(契約者)からの使用承諾書」（貸金業の営業所として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの）
12	営業所等の地図及び見取図、写真	○	○	【協会員】 ・地図（手書き可。最寄駅・交差点等の目標物を記載。） ・見取図（手書き可、ビル内の場合は同一階での位置図、営業所内の入口から接客場所のカウンターや机、ATM等の配置などを記載） 【非協会員】 - 上記に加え、下記書類も添付必要。 ・営業所等の写真 ① 営業所の入居する建物の外観（建物全体を含めて撮影） ② 営業所入口（更新登録申請者は、標識を含めて撮影） ③ 接客場所（更新登録申請者は、貸付条件表を含めて撮影）
13	代理店契約に関して締結した契約書の写し	△	△	・貸金業務を委託する代理店がある場合は、添付が必要。 ・次の事項に注意してください。 (1) 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。 (2) 代理店契約には以下の事項を記載していること。 ① 貸金業法等を遵守する旨の文言 ② 代理業務の範囲に関する事項 ③ 代理店手数料の決定及び支払に関する事項 ④ 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項 ⑤ 営業用の施設及び設備の設置主体等
14	業務委託先が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備の利用に関する契約書の写し	△	△	・業務委託先の設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備を利用する場合は添付が必要。
15	登記簿の本店・支店の所在地で貸金業務を営まない旨の誓約書	△	—	・登記簿に登載されている本店又は登記の有無を問わず存在する府内若しくは他都道府県にある支店で、貸金業務を営まないために営業所登録を行わない場合は、添付が必要です。

	添付書類	法人	個人	備 考
16	他貸金業者と同一の場所において、営業所等を設置する場合の対処方法を記した書面	△	△	・他貸金業者と同一の場所において、営業所等を設置する場合、 間仕切りを設置 すること、 異なる電話番号を設置 することなどの対処をしてください。また、その対処内容を具体的に記した書面を提出してください。
17	前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面	○	—	・登録申請日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表。 (純資産 5,000 万円以上を有すること) ※新設法人で決算期が未到来の場合は、設立時に作成した貸借対照表を添付 ・監査役を設置していない法人については、税理士や会計事務所に決算書作成代行の依頼を証明した書面（税理士・会計事務所との契約書や領収書）又は税務代理権限証書等。
18	前事業年度の会計監査報告書又は監査報告書の写し	△	—	・会社法上の会計監査人設置会社においては、同法に規定する 会計監査報告書 。 ・公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人においては、 公認会計士又は監査法人の監査報告書 。
19	財産に関する調書（様式第4号）	—	○	・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第4号） (純資産 5,000 万円以上を有すること)
20	財産を証する書面	—	○	・純資産要件を充足していることを証明するため、項目に応じた書類を添付してください。なお、貸付けがない場合を除き②の書面は必ず提出してください。下記の他、必要に応じ報告を求めることがあります。 ①現金・預金：「残高証明書」又は「預貯金通帳の写し（表紙及び残高欄）」 ※現金は現物を確認させていただく場合があります。 ②貸付金：貸付日・貸付金額・残額を記載した「貸付先一覧」（必ず契約番号を併記し、債務者の氏名はマスキングしてください。） ③有価証券：「取引残高報告書」 ④土地・建物：「固定資産評価証明書」、「鑑定評価書の写し」、「固定資産税課税明細書」等
21	貸金業の業務に関する社内規則	○	○	・貸金業を的確に遂行するための必要な内部管理体制が確認できるもの。
22	貸金業の業務に関する組織図	○	○	・社内規則に沿った内部管理体制を記載した貸金業の組織図。 ・ 組織名称、内部管理責任者・担当者名、担当業務内容等 を記載。
23	貸付けの業務の経験者の業務経歴書（様式第4号の2）	○	○	・内閣府令規定様式（様式第4号の2）に従い、営業所等ごとの貸付業務経験者がわかるように 業務経験期間・登録番号・商号・役職・担当業務内容等 を記載。（注2（2・3）参照）
24	指定紛争解決機関との契約締結等の状況（様式第4号の2の2）	○	○	・内閣府令規定様式に記載してください。（様式第4号の2の2）

【注意】

- 官公署が証明する書類は、**申請の日前3か月以内**に発行されたものを添付してください。
- 登録拒否要件である「**貸金業を的確に遂行するための必要な体制**」の整備には、以下の基準に適合していることが必要です。
 - 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること。
 - 常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者があること。（申請者が個人の場合、申請者が3年以上従事した経験を有する者であること。）
※新規登録業者は業務に従事した経験を証明する資料（在職証明書、厚生年金加入記録の写し等）の提出が必要です。
 - 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として1人以上在籍していること。
 - 資金需要者等の利益の保護のため、十分な社内規則を定めていること。
（上記「注意2」については、『貸金業法施行規則』『貸金業者向けの総合的な監督指針』等を参照のこと）
- 写真は、**申請の日前3か月以内**に撮影したものを添付してください。
- 上記のほか、必要に応じ貸金業法施行規則第4条第3項第17号の規定により、資料の提出を求めることがあります。
- HP掲載の記載例を参考に書面を作成してください。ご不明点は貸金業対策グループ（06-6210-9506）までお問合せください。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併記することができます。（旧氏及び名を証する書面の提出が必要です。）